

1 令和2年度実施状況について【資料1】

- 活動を断念する組織が多いように見受けられる。ここ数年にわたり、事務の負担が大きいことなどが言われているが、そういったことが原因となっているのか。
(内澤委員)

→資料2のP1に活動を断念した理由を整理している。活動を断念した理由として最も多かったのが、「役員又は事務局の担い手不足」となっており、31%を占めている。2番目に多かったのが、「事務負担が大きい」となっており、26%を占めている。(事務局)
- 草地の取組面積拡大に向けての取組で、市町村へ情報提供等を行ったとのことだが、打合せをしてみたの手ごたえはどうか。(広田委員長)

→これまで草地での取組面積が増えていかない要因として、草地は水田に比べ交付単価が安くメリットが少ないことや、草地を管理している農業者にあまり共同活動をする習慣が定着していないことが挙げられる。市町村からは、これを機に、草地も認定農用地に取り込むことで交付額も増え、地域共同で保全管理ができることを改めて組織や草地を管理している農業者に周知していくという回答を得た。(事務局)
- ある活動組織が市町村に、草地へつながる農道の取付道路の整備を、本交付金を活用して実施したいと相談したところ、交付金の対象とならないと説明を受けた。別の会議の中で同じことを聞いたところ交付金の対象となると言われた。本制度について、正しい情報が活動組織まできちんと伝わっていないのでは。(高橋委員)

→本交付金制度は活動項目が多く複雑であり、活動組織だけでなく、市町村担当者も年度で変わることが多いため制度を完全に理解するのは難しい。市町村担当者も活動組織からの相談への回答に悩んだ際には、県に具体的な内容を以って問い合わせさせていただくようにしている。(事務局)
- 活動時の安全管理の徹底について、これまでも損害保険への加入を指導してきたと思うが、令和2年度に発生した事故のうちなぜ2件は保険に加入していなかったのか。(高橋委員)

→令和2年度に起きた事故のうち保険に加入していなかった2件は、保険を年間契約していたが、更新するのを失念しており、そのタイミングで事故がおきてしまったもの。(事務局)
- 保険の加入について、年度始めにもれなく確認できる体制があると良い。
→保険加入について確認できる体制づくりを検討する。(事務局)
- 今年は既にスズメバチ等の危険動物が出てきており、例年よりも早まっている。活動組織に対しては事務的な連絡だけでなく、チラシ等で注意喚起を行うべき。(根子委員)
→多面的機能支払推進協議会が発行している活動組織向けの広報誌「農地・水通信」

の中で、危険動物による被害防止のポイントを周知する。（事務局）

- 長寿命化活動における上限額についての環境配慮の部分（資料 P5 の 3 の (2)イ）に関連して、活動組織が、希少野生動植物についてここに聞けば分かるという相談窓口を設けるべき。

埋蔵文化財は、各市町村でどの地域にどの埋蔵文化財があるかデータベースかされている。希少動植物についてもそれが理想。ただし情報が洩れて希少種が脅かされる状況にならないようにする必要はある。（根子委員）

→活動組織が希少野生動植物について相談できる仕組みを検討する。（事務局）

- 現在農林水産省では、農村のあり方検討会と、長期的な土地利用検討会で中間とりまとめを行なっている。農水省は経済産業省のように産業政策一本で進めていたが、今大きな潮流が変わりつつある。その中で、農村だけでは人手不足という状況なので、農村以外の人たちがその地域の管理・運営にも参加し多様な主体の参画を求める動きがある。（広田委員長）

以上により、令和 2 年度の実施状況について了承を得た。

2 令和 2 年度 of 取組方針（案）について【資料 2】

- 田んぼダムの取組についてはどのように確認するのか。（高橋委員）

→ 田んぼダムに取組む活動組織は、活動計画に取組面積等を記載する必要がある。また、市町村は毎年現地確認を行うことになっているので、その際に田んぼダムの取組が行われているか確認する。（事務局）

- 災害となるような大雨が降った際は、市町村の職員は災害対応に追われ、田んぼダムの確認までとなると負担が大きいのでは。（高橋委員）

→ 田んぼダムの取組は、大雨が降った際に備え、営農に支障が出る時期を除いて基本的には通年で実施する必要がある。そのため、市町村担当者は大雨が降った都度確認するのではなく、年に 1 回程度排水調整装置が設置されていることを確認するという形になる。（事務局）

- 田区排水からの排水量はある程度決まっているため、畦畔を高くするほうが効果的ではないか。高齢化により畦畔の草刈りが負担となり、除草剤を使用するケースが増えている。それにより畦畔が崩れやすくなっている。除草剤ではなく草刈りをきちんと行うことで貯留機能は高められるのでは。（高橋委員）

→ 田んぼダムは排水量を緩やかにし、一時的に雨水を貯留することにより、排水のピークを低減させる効果がある。畦畔の維持管理と併せて実施していくことで効果が更に得られると考える。（事務局）

- 高齢化による人手不足に関連して、災害時も含めてお互いに何かがあったときに助け合うというのを目的に、都市部と農村部で姉妹都市を結ぶのが良いと考える。例えば農村部で草刈り作業時期など人手が欲しい時に、都市部から何人か手伝いにきてもらえるような仕組み。都市部の人々が農作業に関わることで、農地の保全管理の大変さを実感し、食料のありがたみなどを感じる機会となる。（高橋委員）

- 多面的機能支払交付金の事務の負担が大きいことが課題となっているが、草刈り作業や農作業を通じて都市部の住民と交流が生まれ、都市部の事務ができる人に事務を依頼することも期待できる。（広田委員長）
- 田んぼダムについては、水田に多面的な機能を持たせるということでの取組だと思われるが、具体的に水田に貯留機能を持たせないと下流域に湛水被害リスクがあるというように想定される場所というものはあるのか。（根子委員）
- 活動組織が田んぼダムに取組み、加算措置を受けるためには、市町村が水田貯留機能強化計画を策定する必要がある。その計画の中で、田んぼダムの効果があると見込まれる箇所を定めることになる。（事務局）
- 上流の地域で田んぼダムに取組むことで、下流の地域の湛水被害リスクを低減できるということで、例えば下流地域の人が上流地域の共同活動や農作業に参加するという交流が生まれることも期待できる（根子委員）
- 組織の役員の構成についてだが、自分の周りの組織を見ても、活動に女性が参加している例は見るが、役員になっている例はあまり見ない。若者も同様。強制はできないと思うが、構成員の何割かは女性や若者となるような仕組みづくりが必要と思う。同じ年代の構成員だけで活動を進めると、いつもと同じ活動をするときはスムーズに話がまとまるが、今までと異なる新しい取組にはなかなかすすまない。（高橋委員）
- 多様な主体の参画の推進に向けての取組として、令和2年度から役員に女性が参画している場合に加算措置の要件が緩和される制度がある。岩手県でもこの加算措置を受けている組織もあるが、まだ数は少ない状況で課題となっている。資料3のなかでも説明するが、今年度活動組織向けのアンケートを実施予定で、その中で女性や若者の活動への参加状況等を調査する。（事務局）
- 女性や若者の参加を増やすノウハウとしては、まずはその人たちだけで何かの活動を行なってもらうと上手くいきやすい。いきなり今の組織の役員の中に入って活動に参加してもらうのはハードルが高い。自分たちの力で何か活動することで地域意識が芽生え、役員となるような年齢になったときに、おのずと地域を引っ張る存在になっていく。
この考え方を多面的機能支払の活動にどのように活かして取り込んでいくかが考えどころである。女性や若者がこの制度の中でこれならできるという活動を見つけていくのが効果的と思う。（広田委員長）
- 最近では、コロナの影響でワーケーションというものも出てきている。そういった外部の人を、事務委託等を通して何とか地域に取り込めないかと思う。（内澤委員）
- 地域おこし協力隊の人たちが関わっている事例等はあるか。（原科委員）
- 多面的機能支払に協力隊の人たちが関わっている例はあまり聞いたことがない。（高橋委員）

- 多面的機能支払のような農業者が主体で行っている活動については、それ以外の人たちが入っていきにくく感じる。農業者サイドから歩み寄る必要があると感じる。（広田委員長）
 - 事務的などころから外部の人に依頼していけば、徐々に地域住民との間に垣根が無くなっていくのでは。（高橋委員）
 - 重点支援地区で多面的機能支払の導入について働きかけを、地元の誰に向けて行うのが課題。現在は昔と比べると、自治会長といえども集落を掌握していない場合も多い。（広田委員長）
 - 市町村と連携し、誰を対象に働きかけを行なっていくべきかも含め、効果的な働きかけとなるよう手法を検討する。（事務局）
 - 事務負担軽減に向けての解決策として NPO 法人等への委託とあるが、行政側から NPO 法人が設立されるような支援を行なっていくのはどうか。（原科委員）
 - 実際に多面的機能支払の事務を担っている NPO 法人もある。市町村ごとではないが、土地改良区が事務を担っている例も多い。土地改良区が無い沿岸地域などの事務委託先が課題。（事務局）
 - 岩手県多面的機能支払推進協議会では、今年度からの新たな取組として、多面的機能支払の事務支援を行なっている土地改良区の職員を対象に事務研修会を実施予定。（推進協議会）
 - 土地改良に携っている団体だけではなかなか新たな視点が生まれにくい。できればそれ以外の団体が多面的機能支払に関わっていただけるような体制を県としても検討してほしい。（広田委員）
 - 検討する。（事務局）
- 以上により、令和 3 年度の実施状況について了承を得た。

3 多面的機能支払中間評価【資料 3】

- 前回の中間評価の中ではなかった SDGs の概念が今回入ってきているが、多面的機能支払とどのように関わってくるのか。SDGs という概念があまり浸透、理解されていないのでは。（内澤委員）
- 事務負担が課題となっているが、そういった視点をアンケートの中に入れ込んでいくのが良いのでは。（広田委員長）
- 組織向けアンケートの Q2 のような質問は、景観形成の維持ができていないかという指標につながるか疑問。県南地域は、はせがけを行なっている地域もあるが、県中央地域はほとんどが乾燥施設を使用している。（高橋委員）
- 農村風景が維持されているかというよりも、農村コミュニティのあり方がどのように維持されているかといった視点の設問とした方がよいのでは。（高橋委員）

→ 県独自の活動組織向けのアンケートについては、いただいた意見をもとに、課題となっている事務負担に関する問を追加する等の見直しを行う。（事務局）

以上により、多面的機能支払交付金中間評価について了承を得た。

4 第2回多面的機能支払制度推進委員会の開催について【資料4】

○第2回多面的機能支払制度推進委員会の開催について、事務局から説明。